

第2章 補償基礎額

第1 補償基礎額の意義

1 補償基礎額の意義

補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、すべて補償基礎額を基礎として、これに一定の割合又は日数を乗じて算定されるように定められている。また、福祉事業においても、休業援護金の額の算定の基礎とされるほか、障害特別給付金等の各種特別給付金がそれぞれ補償の額（障害補償の額等）を基礎として算定されることから、各種特別給付金の算定の基礎ともなっている。

この補償基礎額は、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の「平均給与額」に相当するものであり、被災団員等に係る額（以下「基礎額」という。）と扶養親族に応じた加算額とによって構成されている。

〔基準政令 § 2 ①〕

$$\text{補償基礎額} = \text{基礎額} + \text{扶養加算額}$$

2 補償基礎額の根拠

団員の基礎額は、常勤職員の「平均給与額」を基にして補償の額が算定されるが、団員についてはその報酬が労働の対価としての意味を持ち得ないので、ある特定の額をもっていわゆる「日当」に相当する額として擬制したものである。

この基礎額は、団員の段階及び勤務年数に応じて定められ、具体的には、最低額を公安職俸給表（一）1級 63号俸に、最高額を同表 7級 37号俸に格付けし、一定の間差額を設けて7つの段階に区分されるように定められている。

また、民間協力者の基礎額は、原則として団員の最低額とされている。ただし、その額がその者の通常得ている収入日額に比して公正を欠くときは、団員の最高額を超えない範囲内でこれを決定することとされている。

〔基準政令 § 2 ② ii〕

なお、被災団員等に一定の要件を満たす扶養親族がある場合には、常勤職員の扶養手当に準じて、基礎額に一定の額を加算することとされている。

〔基準政令 § 2 ③④〕

第2 補償基礎額の内容

1 基礎額

(1) 団員

被災団員の基礎額は、災害が発生した日において、その者が属していた階級と勤務年数とによって算定された額となる。具体的には次のとおりである。

令和7年4月1日現在

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長・副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長・副分団長	11,300	12,100	12,900
部長・班長・団員	9,700	10,500	11,300

なお、この「階級」及び「勤務年数」の取扱いは、次のとおりである。〔基準政令§2②i、別表〕

- ① 階級は、「団長・副団長」、「分団長・副分団長」及び「部長・班長・団員」の3区分に分け、各区分内の階級はそれぞれ同一階級とみなす。
- ② 勤務年数は、災害発生日に属していた階級に任命された日における当該階級と同一以上の階級の期間とを合算した年数となる。

(2) 民間協力者

民間協力者の基礎額は、次のとおりである。

〔基準政令§2②ii〕

- ① 原則として、9,700円
- ② ただし、その者の通常得ている収入日額が9,700円を超える場合は、9,700円から14,500円までの間の収入日額となる。

(注) この収入日額は、災害が発生した日前1年間におけるその者が得た年収額を365日で除して得た平均収入日額（その額に円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げた額）である。なお、年収額の取扱いは、次のとおりである。

ア 給与所得者の場合

災害発生日の属する月の前月から遡及して1年間に受けた給与（賞与を含む。）の総額をいう。

イ 農業等の個人営業に従事している者の場合

個人業者の場合は、給与所得者と異なり月毎の収入額を算出することが技術的に困難であるので、災害発生日の属する年の前年1年間（1月～12月）における所得金額をいう。

なお、この場合の所得金額とは、所得税算出の基礎となった所得金額をいう。

2 扶養加算

被災団員等に災害が発生した日において一定の要件を満たす扶養親族がある場合には、基礎額に一定の額を加算する。

(1) 扶養加算額

① 加算額

〔基準政令 § 2③〕

扶養加算額は、扶養親族の区分に応じて、次のとおりである。

令和7年4月1日現在

区 分	扶養親族である 配偶者	配偶者以外の扶養親族	
		子	子以外
加算額	100 円	383 円	217 円

(注) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を超えた子で、重度心身障害者として扶養親族とされている者は、「子以外」に該当

② 特定期間にある子についての加算

〔基準政令 § 2④〕

扶養親族加算の対象となる子のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子については、1 人につき 167 円をさらに加算するものである。

(2) 扶養親族の範囲

扶養親族の範囲は、次に掲げる者で、災害発生日において他に生計を維持するみちがなく、主として被災団員等の扶養を受けていた者である。

〔基準政令 § 2③〕

- ① 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- ③ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- ④ 60 歳以上の父母及び祖父母
- ⑤ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- ⑥ 重度心身障害者（障害等級第 1～14 級のうち、第 3 級以上程度の障害を有した者）

(注 1) 「主として被災団員等の扶養を受けていた」とは、その者の収入が、人事院規則 9-80（扶養手当）の規定に定める年額（130 万円）未満である場合は、原則としてこれに該当する。

第3 補償基礎額の算定方法

1 団員の場合

団員の補償基礎額は、災害が発生した日において、その者が属していた階級と勤務年数によって算定する。

なお、この階級の取扱いは、「団長・副団長」、「分団長・副分団長」及び「部長・班長・団員」の3区分に分けられ、各区分内の階級はそれぞれ同一階級とみなす。

また、勤務年数は、当該階級に任命された日以後の期間とその階級に任命された日前における当該階級と同一以上の階級の期間を合算する。 〔基準政令 § 2② i、別表備考〕

【算定例1】

- (1) 災害発生日 令和7年5月31日
- (2) 消防団員歴
 - ① 平成28年4月1日 団員（入団）
 - ② 平成30年4月1日 班長
 - ③ 令和2年4月1日 部長（災害発生日まで）
- (3) 扶養親族 配偶者及び子2人（10歳、6歳）

【解説】

まず、基礎額であるが、災害発生日の階級は部長で、その階級前の履歴は、班長及び団員である。この場合、③部長（5年2月）②班長（2年）及び①団員（2年）は同一階級とみなされ、全期間を通算した9年2月が勤務年数となり、基礎額は9,700円（「部長・班長・団員」の10年未満の額）となる。

次に、扶養親族加算額であるが、扶養親族は、配偶者及び子2人であることから、その額は、
 $100円 + 383円 \times 2人 = 866円$ となる。

したがって、補償基礎額は次のとおりである。

$$9,700円 + 866円 = 10,566円$$

【算定例2】

- (1) 災害発生日 令和7年6月1日
- (2) 消防団員歴
 - ① 平成17年4月1日 団員（入団）
 - ② 平成22年4月1日 部長
 - ③ 平成24年4月1日 副分団長（災害発生日まで）
- (3) 扶養親族 子2人（20歳、16歳）及び60歳以上の父母
 配偶者は、扶養親族の要件に合致せず（130万円以上の収入があるもの）

【解説】

まず、基礎額であるが、災害発生日の階級は副分団長で、その階級前の履歴は部長及び団員である。この場合、災害発生日の階級の下位の階級区分における勤務年数は除算することとなるので、基礎額は副分団長の勤務年数13年2月で算定し、その額は、12,100円（「分団長・副分団長」の10年以上20年未満の額）となる。

第2章 補償基礎額

次に、扶養親族加算額であるが、特定期間にある子が2人、配偶者以外の扶養親族が2人いることから、その額は、

$383 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} + 217 \text{ 円} \times 2 + 167 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,534 \text{ 円}$ となる。

したがって、補償基礎額は次のとおりである。

$12,100 \text{ 円} + 1,534 \text{ 円} = 13,634 \text{ 円}$

【算定例3】

- (1) 災害発生日 令和7年6月1日
- (2) 消防団員歴
 - ① 平成14年4月1日 団員（入団）
 - ② 平成27年4月1日 副分団長
 - ③ 令和2年4月1日 部長（災害発生日まで）
- (3) 扶養親族 父（61歳）

【解説】

この場合、災害発生日の階級である部長より前の階級履歴のうち、災害発生日の階級より上位の階級の期間も合算することとなるので、③部長（5年2月）②副分団長（5年）及び①団員（13年）のそれぞれの勤務年数を合算した23年2月が勤務年数として算定することから、補償基礎額は、11,300円（「部長・班長・団員」の20年以上）となる。

次に、扶養親族加算額であるが、父のみであることから、加算額は217円となる。

したがって、補償基礎額は次のとおりである。

$11,300 \text{ 円} + 217 \text{ 円} = 11,517 \text{ 円}$

2 民間協力者の場合

民間協力者の基礎額は、9,700円である。ただし、その者が通常得ている収入日額が9,700円を超える場合は、災害が発生した日前一年間におけるその者が得た収入額を365日で除して得た額（円未満切上げ）を基礎とし、最高額14,500円を超えない範囲内の収入日額で算定する。すなわち、収入日額が、9,700円以下の場合は9,700円に、14,500円を超える場合には14,500円とし、その額が最低額と最高額との間にある場合には、その実額が補償基礎額となる。 [基準政令§2②ii]

【算定例1】

- (1) 災害発生日 令和7年5月20日
- (2) 職業 会社員
- (3) 収入金額（令和6年5月から令和7年4月までの給与） 6,582,000円
- (4) 扶養親族 配偶者及び子2人（10歳、6歳）

【解説】

まず、基礎額は、平均収入日額が、

$6,582,000 \text{ 円} \div 365 \text{ 日} \doteq 18,032.9 \text{ 円} \Rightarrow 18,033 \text{ 円}$ （円未満切上げ）

となり、14,500円を超えていることから、この場合、14,500円が基礎額となる。

次に、扶養親族加算額は、

$100 \text{ 円} + 383 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 866 \text{ 円}$ となる。

したがって、補償基礎額は次のとおりである。

$14,500 \text{ 円} + 866 \text{ 円} = 15,366 \text{ 円}$

【算定例2】

(1) 災害発生日 令和7年5月5日

(2) 職業 農業

(3) 令和6年所得金額 3,578,500円

(4) 扶養親族 子3人(16歳、12歳、8歳)及び父母(父65歳、母57歳)

【解説】

まず、基礎額は、平均収入日額が、

$3,578,500 \div 365 \text{ 日} \div 9,804.1 \Rightarrow 9,805 \text{ 円}$ (円未満切上げ)

となり、当該平均収入日額が補償基礎額の最高額(14,500円)と最低額(9,700円)との間にあることから、この場合、平均収入日額の9,805円が基礎額となる。

次に、扶養親族加算額は、母の年齢(57歳)が加算の対象となる年齢要件(60歳以上)を満たさないこと、また子の1人が特定期間にある子であることから、その額は、

$383 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} + 217 \text{ 円} + 167 \text{ 円} = 1,533 \text{ 円}$ となる。

したがって、補償基礎額は次のとおりである。

$9,805 \text{ 円} + 1,533 \text{ 円} = 11,338 \text{ 円}$

第2章 補償基礎額

◇ 様式記載例

補償基礎額の様式記載例は、次のとおりである。

別記様式第3号		事故状況等証明書			令和7年8月20日		
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿		都道府県		町長氏名 甲野 華子			
下記事項は事実と相違ないことを証明します。		〇〇 府		×× 村 組合管理者			
非常勤消防団員等	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者		<input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者			
	住所	〇〇県××市 2-19-5		氏名	基金 敬浩 (男・女)		
	職業名(詳細に)	会社員		生年月日	昭和60年12月8日(39歳)		
事故発生	発生の場所	××市3丁目先 火災現場		発生日時	令和7年7月1日 午前 10時 30分		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> 水防 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 整備補修 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> 消火等往復路 <input type="checkbox"/> その他					
原因・状況	建物火災現場に出動。現場に到着し、機関員の水利部署を指揮した後、直ちに筒先担当員として火点に向かい走っている途中、窪みに足をとられ転倒、顔面を強打するとともに右足を骨折したもの。						
補償基礎額等	補償基礎額	12,333 円		* 消防作業従事者等の場合は、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付ください。			
	基礎額	階級	分団長	扶養	氏名	生年月日(歳)	続柄
		勤務年数	7年		基金 好子	昭和59年1月5日(41歳)	妻
	扶養加算額	100 円×1人 = 100 円		親族	基金 篤志	平成21年5月5日(16歳)	長男
383 円×2人 = 766 円		基金 良平	平成25年6月30日(12歳)		次男		
(特定加算)	167 円×1人 = 167 円				年 月 日(歳)		
消防団員又は水防団員としての任免履歴	階級	期 間		階級	期 間		
	団員	平成20年4月1日～平成25年3月31日					
	部長	平成25年4月1日～平成30年3月31日					
	分団長	平成30年4月1日～(現在に至る)					
				上記のとおり在職していたことを証明します。			
				令和7年8月20日			
				消防(水防)団の名称 ××市消防団			
				任命権者の { 職名 団長			
				氏名 乙山 太郎			
※ 補償基礎額		円		※ 決定		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	

どのような作業に従事しているとき、どのようにに災害が発生したか、具体的に記入すること。

団員のみ記入すること。

〔注意事項〕

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 この証明書は、様式第1号の損害補償費支払請求書に添付すること。ただし、第2条第2項各号の一に該当する場合においては、この証明書の添付を省略することができること。
- 3 「男・女」及び「午前・午後」については、該当するものを□で囲むこと。
- 4 「基礎額」の欄には、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあつては基準政令第2条第2項第1号に規定する基礎額の算定の基礎となった階級、勤務年数及び額を、消防作業従事者等にあつては基準政令第2条第2項第2号に規定する平均収入日額（別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を基礎として算定した日額）を記入すること。
- 5 「扶養加算額」の欄には、基準政令第2条第3項の規定に基づき人数及び金額を記入すること。又、「特定加算」の欄については、基準政令第2条第4項の規定に基づき人数及び金額を記入すること。
- 6 「扶養親族」の欄には、扶養加算の対象となった扶養親族に関する事項について記入し、重度心身障害者については、その旨を続柄の下に注記すること。
- 7 この証明書に添付する書類
 - (1) 基準政令第12条の規定に該当する場合においては、その事実を証する書類
 - (2) 消防作業従事者等で休業補償費等（療養補償費及び介護補償費を除く。）を請求する場合には、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付すること。
 - (3) 扶養親族のうち非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事実を証する書類
 - (4) 扶養親族のうち重度心身障害者については、重度心身障害の部位及び労働能力喪失の程度についての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し
 - (5) 非常勤消防団員の事故が水火災その他の災害に係る本来の任務以外の祭礼、イベントへの参加等による場合（防火啓発を目的とした場合を除く。）には、消防団長の出動命令書
 - (6) 非常勤消防団員の事故が消防団のレクリエーション行事によるものである場合には、次に掲げる書類
 - ア その行事が消防団の年間行事計画に予め組み込まれていたことを証する書類（年間行事予定表の写し等）
 - イ その行事を団長が企画、立案したことを証する書類